

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書</p> <p>平成 14 年 3 月 11 日 02-制度-00015 沿革（略） <u>平成 22 年 3 月 29 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 3 条（略） 第 4 条 1～2 号（略）</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、輸出契約等の相手方が<u>第 1 号に該当する場合には約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 11 号に該当する事由により生じた損失を、第 2 号に該当する場合には約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 13 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</u></p> <p>一 <u>輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上 G S 格、G A 格又は G E 格以外に格付けされている場合（貿易一般保険包括保険（2 年未満案件）の引受基準について（01-制度-00069）別紙 3 政府開発援助契約等（以下、「政府開発援助契約等」という。）のうち 1.（1）及び 2. に該当するもの（決済方法のいかんを問わない。以下、「円借款等」という。）に係る輸出契約等であって、当該輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において事故管理区分 B 以外に格付けされている場合を除く。）</u></p> <p>二 <u>輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上名簿区分 P 又は事故管理区分 R の場合</u></p> <p>4 日本貿易保険は、第 2 項に掲げる場合のほか、代金等の決済が起算点（OECD 輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下同じ。）後 2 年未満に行われる輸出契約等にあつては、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申込時において名簿上 E M 格、E F 格若しくは E C 格に格付けされている場合又は名簿区分 P 若しくは事故管理区分 R の場合には、約款第 3</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書</p> <p>平成 14 年 3 月 11 日 02-制度-00015 沿革（略）</p> <p>第 1 条～第 3 条（略） 第 4 条 1～2 号（略）</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、輸出契約等の相手方が<u>次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</u></p> <p>一 <u>輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上名簿区分 P 又は事故管理区分 R の場合</u></p> <p>二 <u>輸出契約等の相手方が、保険契約の申込時において名簿上 G S 格、G A 格 2 又は G E 格以外に格付けされている場合（約款第 4 条第 12 号又は第 13 号に該当する事由により生じた損失を除く。）</u></p> <p>4 日本貿易保険は、第 2 項に掲げる場合のほか、代金等の決済が起算点（OECD 輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下同じ。）後 2 年未満に行われる輸出契約等にあつては、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申込時において名簿上 E M 格、E F 格若しくは E C 格に格付けされている場合又は名簿区分 P 若しくは事故管理区分 R の場合には、約款第 3 条第</p>	

<p>条第 2 号又は第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 第 3 項第 2 号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（保険契約の申込時において名簿上 G S 格、G A 格、G E 格又は S A 格に格付けされている銀行が発行するものに限る。以下「I L C」という。）により代金等が決済される場合又は円借款等（<u>借款であって政府開発援助契約等に該当するものを含む。以下、同じ。</u>）により代金等が決済される場合には、当該 I L C 取得後又は円借款等の契約の締結後、日本貿易保険は、約款第 4 条第 12 号から第 14 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>第 4 条 6 号 （略） 第 5 条～第 16 条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。</u></p> <p>附帯別表第 1～第 6 （略） 附表 （略）</p>	<p>2 号又は第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 第 3 項第 1 号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（保険契約の申込時において名簿上 G S 格、G A 格、G E 格又は S A 格に格付けされている銀行が発行するものに限る。以下「I L C」という。）により代金等が決済される場合には、当該 I L C 取得後、日本貿易保険は、約款第 4 条第 12 号から第 14 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>第 4 条 6 号（略） 第 5 条～第 16 条 （略）</p> <p>附帯別表第 1～第 6 （略） 附表 （略）</p>	
---	---	--